2026 年 10 月 26 日

消費者庁消費者制度課　御中

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた 消費者契約法検討会 中間取りまとめについて

日本生活協同組合連合会
代表理事専務　藤井　喜継

日本生活協同組合連合会は、消費者ならば誰しもが多様な脆弱性を有するという認識を消費者法制度の基礎に置き、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルールづくりを行政・消費者・事業者の協働によってめざすとした、今回の中間取りまとめの内容に賛成します。

消費者の多様な脆弱性への対応、指針や官民協議会、消費者の契約の各過程に関する必要な規律（継続的な契約関係からの離脱一般に関する規律、契約期間の更新に関する規律、契約の変更に関する規律など）のいずれも、積み残し課題についての検討を継続することと併せて、まずは、今回の中間取りまとめに示された対応の方向性で制度設計や法制作業を今後すすめてください。

意見１

【対象】

「3～4 頁　第１ 消費者の多様な脆弱性への対応」に対する意見

【内容】

今回の中間取りまとめに示された多様な脆弱性への対応の方向性に賛成します。消費者委員会「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」報告書に示された、消費者ならば誰しもが多様な脆弱性を有するという認識を消費者法制度の基礎に置き、包括性および柔軟性のあるしくみとしてプリンシプル（行動規範や行動原則）としての配慮を促進するしくみを設けるとともに、配慮規定について行政が指針を策定し、指針の見直しなどを協議する官民協議会を共創・協働の場として機能させていくよう求めます。事業者の配慮義務を努力義務ではなく法的義務とすべきという意見などもある中、まずは、今回の中間取りまとめに示された対応の方向性で制度設計や法制作業を今後すすめてください。

【理由】

消費者ならば誰しもが多様な脆弱性を有するという認識を消費者法制度の基礎に置くという考え方は、至極妥当であると考えます。今回の中間取りまとめにも記述がある通り、既存の取消権や契約条項の無効を中心とした従来の消費者契約法の枠組みだけでは、対象が個別限定的となり、適用場面が限られ、取引環境の変化に対応することが困難になってきています。既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定に向けた、種々の規律手法の目的に応じた有効かつ適切な組み合わせによる実効性の高い消費者法制度の整備は、変化し続ける社会の中でも消費者が「誰ひとり取り残されず」安心して安全に取引できる環境を維持するために喫緊の課題であると考えます。

意見２

【対象】

「11～12 頁　第１　1（３）指針や官民協議会に期待される機能・役割等」に対する意見

【内容】

配慮規定に係る指針を策定し、官民協議会を創設するという対応の方向性に賛成します。

官民協議会での議論の実効性を心配する意見などもある中、まずは、行政が策定した指針について見直しや運用の協議、優良事例の共有などを行う官民協議会の立ち上げに向けて制度設計や法制作業を今後すすめてください。あわせて、官民協議会に参加する消費者・専門家・行政・事業者が健全な市場形成に向けて共創・協働できる実効性のある場とすることを求めます。
【理由】
配慮規定そのものも重要ですが、行政による配慮規定に係る指針の策定、官民協議会への消費者および事業者の参画を通して、指針の実効性や事業者による自主的な取り組みがさらに質を上げていくという形で制度全体がうまく機能することが、消費者が安心して安全に取引できる健全な市場を形成する上で重要です。

意見３
【対象】
「16～19 頁　第２　１．継続的な契約関係からの離脱一般に関する規律」に対する意見
【内容】
近年普及している継続的な消費者契約の典型であるサブスクリプションサービスに係る契約などを対象とし、消費者が契約から離脱する場面において、解約手続きに関する画面を著しく見つけにくい場所に置くなど、不当な行為が行われることを禁止する規律などを設ける対応の方向性に賛成します。サブスクリプションサービスや定期購入などについて消費者による中途契約権の法定を求める意見などもある中、まずは、今回の中間取りまとめに示された対応の方向性で制度設計や法制作業を、適格消費者団体が解約妨害を差止請求の対象とする場合の具体的な内容の明確化も含めつつ、すすめてください。
【理由】
サブスクリプション契約を中心に、「解約方法がわかりにくい」「解約できない」という消費生活相談が増加しています。この種の契約についても、契約締結時の難易度と解約時の難易度の不均衡を是正することは急務であると考えます。

意見４
【対象】
「20～21 頁　第２　２．契約期間の更新に関する規律」に対する意見
【内容】
期間の定めがある契約が更新される場面を対象とし、更新をしない旨の消費者の申出に関して必要な情報の通知努力を促すという対応の方向性に賛成します。脚注に「更新時を逃すと消費者の利益が損なわれることから、義務とすべきとの指摘もあった」と記載されていますが、まずは、更新通知の周知徹底を図るとともに、通知を受けてから消費者が申出をするまでの相応な期間を事業者に確保させることにも留意しつつ、今回の中間取りまとめに示された対応の方向性で制度設計や法制作業を今後すすめてください。
【理由】
消費者が契約の存在を忘れたまま契約が継続し、不要な支払いを続ける事例が多発しています。消費者が契約継続の是非を適切に判断できるよう、事前通知は必要であると考えます。

意見５
【対象】
「21～23 頁　第２　３．契約の変更に関する規律」に対する意見
【内容】

消費者が現に契約関係にあり、当該契約に定型約款が利用されている場面を対象とし、契約の重要事項の変更をする場合には消費者に対する所定事項の事前通知を義務づけるという対応の方向性に賛成します。脚注に「重大な不利益変更については、通知に加え、合理的な異議申出、検討期間を確保して、必要に応じて一定期間は従前の条件を維持するなどの措置についても検討する必要があるとの指摘もあった」と記載されていますが、まずは、今回の中間取りまとめに示された対応の方向性で制度設計や法制作業をすすめたうえで、これらの問題も検討してください。

【理由】

一方的な契約の変更によって消費者が著しい不利益を被ることがないようにすべきです。単なる通知のみでは十分な保護措置が講じられたことにはなりませんが、まずは、契約の重要事項を変更する場合に所定事項の事前通知を事業者に義務づけることは、消費者と事業者間のトラブル回避のためにも最低限必要であると考えます。

以上